

食品表示ニュースレター

令和6年12月号

発行:佐賀県生活衛生課

令和6年12月号の題目

※()内は該当ページ



1. アレルギー表示を確認しましょう! (2ページ~3ページ)

(1) アレルギーの義務表示・推奨表示の変更への対応は完了されていますか?

(2) アレルギー表示の方法について

2. 間違いの多い食品表示の例 (4ページ~6ページ)

(1) 玄米、精米の表示が前の様式のままになっていませんか?

(2) 「小麦粉(国産)」は誤った表示です!
~原料原産地表示について~

(3) それ、生鮮食品ですか?
~「生鮮食品」に間違えられやすい「加工食品」~

3. 食品関連事業者登録制度の登録内容の変更

のお手続きについて
(7ページ)

4. 令和6年度食品表示責任者講習会のご案内

(8ページ)



1. アレルギー表示を確認しましょう!

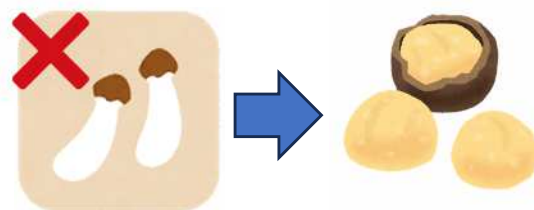
(1) アレルギーの義務表示・推奨表示の変更への対応は完了されていますか?

アレルギー表示の対象は、①表示が義務付けられている特定原材料と②表示が推奨されている特定原材料に準ずるものの2種類があります。

- ①令和5年3月9日 「くるみ」が特定原材料へ追加されました。
→原材料及び添加物に「くるみ」を使用している場合は、
アレルギー表示を行ってください。



- ②令和6年3月28日 特定原材料に準ずるものから
「まつたけ」が削除され、「マカダミアナッツ」が追加されました。
→原材料及び添加物に「マカダミアナッツ」
を使用している場合は**可能な限りアレルギー表示を
行ってください。**



改正後（令和6年3月28日～）

○特定原材料

（義務表示 8品目）

えび、かに、くるみ、
小麦、そば、卵、乳、
落花生

○特定原材料に準ずるもの

（推奨表示 20品目）

あわび、いか、いくら、オレンジ、カシュー
ナッツ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さ
ば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、マカダミア
ナッツ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン、
アーモンド

くるみのアレルギー表示の切り替えは、

令和7年3月31日（経過措置期間）までにお願いします。

※マカダミアナッツについては、特定原材料に準ずるもの
であるため経過措置期間は設けられていません。

(2) アレルギー表示の方法について

アレルギー表示には、個別表示 と 一括表示 があります。

1. 個別表示をする場合（原則）

個々の原材料や添加物ごとに、アレルゲンを表示する方法です。原材料の場合は、すべて「(~を含む)」原材料名の直後に括弧を付して表示し、添加物の場合、原則「(~由来)」と添加物名の直後に括弧を付して表示します。

原材料名	醤油(大豆・小麦を含む)、マヨネーズ(大豆・卵・小麦を含む)、たん白加水分解物(大豆を含む)、卵黄(卵を含む)、食塩、酵母エキス(小麦を含む)/〇〇(大豆由来)
------	--

2. 一括表示をする場合（表示面積が少ない場合など）

加工食品に使われているアレルゲンを、原材料名等の最後にまとめて表示する方法です。原材料欄の最後に「(一部に〇〇・〇〇・...を含む)」と表示します。

原材料名	醤油、マヨネーズ、たん白加水分解物、卵黄、食塩、酵母エキス、(一部に大豆・小麦・卵を含む)
------	---

原材料と添加物を事項欄を設けて区分している場合は、それぞれ原材料欄の最後と添加物欄の最後に表示します。

産地直売所多く見つけた誤った表示
醤油を使用しているにもかかわらず、アレルギー表示がされていないものなどが見受けられました！



(参考：食品表示基準Q&A E-1、E-4、E-8)

2.間違いの多い食品表示の例

(1) 玄米・精米の表示が

前の様式のままになっていませんか？

令和4年4月1日以降に精米したものについては、米袋の一括表示欄の表示事項は、下記のとおりを表示をお願いします。

変更前

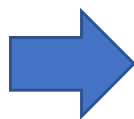
《精米の場合》
精米年月日



変更後

《精米の場合》
精米時期

《玄米の場合》
調製年月日



《玄米の場合》
調製時期

経過措置期間はすでに終了しています！



【表示例】

名称	精米		
原料玄米	産地	品種	産年
	単一原料米 佐賀県産	さがびより	令和5年産
内容量	10kg		
精米時期	22.04.上旬		
販売者	佐賀太郎 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 電話番号 0952(25)0000		

産地直売所多く見つけた誤った表示

変更前の「精米年月日」、「調整年月日」の表示のままとなっているものも多く見受けられました！



(2) 「小麦粉(国産)」は誤った表示です! ～原料原産地表示について～

原料原産地表示とは、「原料」の「原産地」を表示する制度です。**全ての加工食品**(輸入品を除く)の**重量割合が最も高い原材料**に対して、その**原産地の表示が義務付けられています**。

重量割合が最も高い原材料が
生鮮食品の場合

その**産地**を表示(「国産」等)

名 称	ウインナーソーセージ
原材料名	豚肉(国産)、脂肪酸…



※豚肉の産地を表示。

重量割合が最も高い原材料が
加工食品の場合

その**製造地**を表示
(「国内製造」等)

名 称	チョコレートケーキ
原材料名	小麦粉(国内製造)、チョコレート…



※小麦粉は小麦を粉砕したものであるため加工食品です。
※小麦粉の製造地を表示したもので、
小麦粉の原材料(小麦)が国産という意味ではありません。

産地直売所多く見つけた誤った表示
原料原産地表示はあるものの重量割合が**最も高い原材料が加工食品であるにも関わらず、「〇〇製造」と記載されていないもの**が多く見受けられました!
(例:×「小麦粉(国産)」→○「小麦粉(国内製造)」)



(3) それ、生鮮食品ですか？ ～「生鮮食品」に間違えられやすい「加工食品」～

下記の食品は、食品表示基準別表第一記載されている「加工食品」です。

- | | |
|-------------------|---------------|
| 1 麦類(精麦) | 14 食肉製品 |
| 2 粉類 | 15 酪農製品 |
| 3 でん粉 | 16 加工卵製品 |
| 4 野菜加工品 | 17 その他の畜産加工食品 |
| 5 果実加工品 | 18 加工魚介類 |
| 6 茶、コーヒー及びココアの調製品 | 19 加工海藻類 |
| 7 香辛料 | 20 その他の水産加工食品 |
| 8 めん・パン類 | 21 調味料及びスープ |
| 9 穀類加工品 | 22 食用油脂 |
| 10 菓子類 | 23 調理食品 |
| 11 豆類の調製品 | 24 その他の加工食品 |
| 12 砂糖類 | 25 飲料等 |
| 13 その他の農産加工食品 | |

以下の食品は「加工食品」に該当しますのでご注意ください!

- ・農産物を乾燥させたもの。
→ (例) 乾燥シイタケ、切り干し大根、干し柿など
- ・生鮮食品を粉砕して粉末状にしたのもの。
→ (例) 小麦粉、米粉、魚粉など
- ・食肉を調味したもの。
→ (例) ステーキ用味付牛肉など
- ・魚を蒸す、焼くなどしたもの
→ (例) 焼き魚、蒸しダコ



産地直売所多く見つけた誤った表示
加工食品であるにも関わらず、生鮮食品としての表示
のみのものが多く見受けられました!
(乾燥ひじき、切り干し大根、米粉、もち粉など)



3.食品関連事業者登録制度の登録内容 の変更のお手続きについて

食品表示事業者制度へのご登録ありがとうございます。

下記事項に変更がありましたら、
適宜変更のお手続きをお願いします！

(一般消費者の場合)
申請者の氏名、メールアドレス

(食品関連事業者の場合)
事業所名、業種、事業所の郵便番号、事業所の所在地、
表示責任者の氏名、表示責任者の役職、事業所の電話
番号、事業所のFAX番号、メールアドレス

※基本事項に加えて、変更のある事項について
変更前の事項を入力していただく必要があります。



こちらのQRコードより、
簡単に変更が可能です！



4.令和6年度食品表示責任者講習会 のご案内

再度、ご案内いたします。
今回の講習会については、
ご要望の多かった、栄養成分表示等も取り扱います!
皆様のご参加お待ちしております

【内容】

講習① 食品表示制度(品質事項、衛生事項)について(13:10~14:40)

講師:佐賀県健康福祉部生活衛生課 食品安全衛生担当

講習② 食品表示制度(保健事項)について(14:50~15:40)

講師:佐賀県健康福祉部健康福祉政策課 健康づくり・歯科保健担当

【日時】 令和7年2月6日(木)

13:00~16:00(受付12:30~13:00)

【場所】 グランデはがくれ フラワーホールAB(佐賀市天神2-1-36)

【募集人数】 定員100名(参加費無料)

【対象者】 県内の食品表示責任者(そのほかの方でも参加可能です)

【申込期限】 令和7年1月24日(金)

【申込方法】 ①QRコードの参加申込フォーム

下記のQRコードを読み取っていただき、お申し込みください。

②電子メール

下記アドレスに、「参加申込書」を送付してください。

アドレス:hyouji-sekininnsya@pref.saga.lg.jp



お申し込みは
こちらから

